

第3類（杏林大学大学院医学研究科履修規程）

○杏林大学大学院医学研究科履修規程

制定	平成 7年 3月 27日	
改正	平成11年11月17日	平成13年10月22日
	平成21年 2月16日	平成21年11月16日
	平成25年 3月25日	

（目的）

第1条 医学研究科の履修は、杏林大学大学院学則（以下「学則」という。）によるもののほか、必要と認める事項について本規程で定めることを目的とする。

（専攻及び専門分野）

第2条 本研究科に次の専攻をおく。

生理系、病理系、社会医学系、内科系、外科系

2 各専攻の中に次の専門分野をおく。

生 理 系：器官構築学、病態生化学、生体機能制御学、分子細胞薬理学

病 理 系：病理学、感染症・熱帯病学、臨床検査医学

社会医学系：社会医療情報学、法科学

内 科 系：内科学、加齢医学、総合医療学、小児科学、精神神経科学、皮膚科学、放射線医学

外 科 系：外科学、救急医学、整形外科学、脳神経外科学、心臓血管外科学、産科婦人科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、泌尿器科学、麻酔科学、小児外科学、形成外科学

（授業科目の区分）

第3条 医学研究科の授業科目は、主科目及び副科目とする。

（1）主科目は、当該専門分野の授業科目とする。

（2）副科目は、前号以外の授業科目及び専攻共通科目とする。

（履修方法）

第4条 学生は、指導教授の指示又は許可により主科目、副科目並びに専攻共通科目を履修し、必要な研究指導を受ける。

2 学生は、指導教授の許可を得て必要に応じ他専攻の授業科目を副科目として履修することができる。

3 学生は、指導教授の許可を得て以下の各号に掲げる本学の科目を履修・修得した場合は、これを当該課程の副科目の単位として取得できる。

（1）医学部の科目

ただし、大学の学部等で既に単位を取得した科目についてはこれを認めない。

（2）他の研究科の科目

（成績評価）

第5条 履修科目の総合判定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示す。

2 前項の各評語は、総合判定を100点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが6

第3類（杏林大学大学院医学研究科履修規程）

0点未満を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

3 単位認定を受けた科目の評語はNとする。

（G P A）

第5条の2 前条の成績の評価（単位認定科目は除く）に対して次項によるグレード・ポイント（以下「G P」という。）を設定し、下記の計算式によりG Pの平均（以下「G P A」という。）を算出する。

$$G P A = \{ (各学期の評価を受けた科目のG P) \times (当該科目の単位数) \} の累計 / (各学期配当の履修登録の単位数の合計) の累計$$

2 成績の評価に対するG Pは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。

（所要単位）

第6条 学則第26条の2第1号に規定する修了に必要な単位数は、次の各号に定める単位を含め30単位以上修得するものとする。

（1）主科目は12単位以上を必修とする。

（2）専攻共通科目は6単位を必修とする。

（単位計算方法）

第7条 各専攻の授業科目の単位については、学則別表の定めるところによる。

2 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とする。

（2）実験・実習及び実技については毎週2時間から3時間、15週の授業をもって1単位とする。

（専攻及び専門分野の変更）

第8条 研究の進展等により在学中に専攻及び専門分野の変更を希望する者は当該指導教授の許可を得た上で医学研究科委員会の議を経てこれを許可する。

2 この場合、変更後の修学年限については医学研究科委員会の議を経るものとする。

（特別研究生等）

第9条 他の研究科の学生で、医学研究科の授業科目の履修を希望する者は、学則第47条の2に定める科目等履修生の規程を準用する。

2 学則第47条に定める以外の特別研究生の受入れについては、杏林大学大学院医学研究科特別研究生規程に従う。

（その他）

第10条 医学研究科の履修について学則及びこの規程にない事項は、すべて医学研究科委員会の定めに従うものとする。

附 則

この規程は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

第3類（杏林大学大学院医学研究科履修規程）

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条第2項及び第6条は、平成22年4月1日以降の入学生に適用し、平成21年10月1日以前の入学生については、改正前の規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年度以降の入学生に適用し、平成24年度以前の入学生については、改正前の規程を適用する。